

公益財団法人日本YWCA 2022年度事業計画書

事業年度: 自)2022年4月1日 至)2023年3月31日

1. 平和・人権・環境などグローバルな課題について学習及び普及活動を行い、かつこれらの問題解決のために若い女性のリーダーシップを養成する事業(公益目的事業1)

「平和」「人権」「環境」「教育」「女性への暴力」「HIVとAIDS」「性と生殖/健康」など、女性と子どもに関わる地球規模のグローバルな課題を、ことに若い世代の人たちに普及啓発することを目的に、以下のリーダーシップ養成プログラムを実施する。ただし、2020年1月以来の新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない2022年度は、2021年度同様オンラインを利用したプログラム実施等、従来とは違った方法で行う必要がある。コロナ禍の今できる方法を模索し、国際社会に貢献する次世代の人材養成を行う。

(1) ひろしまを考える旅 2023年3月 現地にてプログラム実施予定

ひろしまを考える旅は、核兵器による惨事を二度と繰り返さないために若い世代と平和の大切さを学び考え、共に平和な世界を実現したいとの願いのもと、広島で実施する2泊3日(オプションツアー参加の場合は3泊4日)の平和学習プログラムである。日本全国からの中高生・大学生・大学院生を中心に、留学生、韓国と中国からの参加者、一般成人等、多文化・多世代の参加者で構成する。被爆証言を聴き、平和記念資料館見学やフィールドワーク、ワークショップを通して、参加者は、原爆被害の実相と日本軍による加害の事実という両方の側面を学び、平和について考える。今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、3月に小規模で現地でのプログラム実施を計画している。

(2) 日韓ユース・カンファレンス

日韓ユース・カンファレンスは、東北アジアにおける草の根の平和交流と女性のリーダーシップ養成を目的としている。日本・韓国の18歳～30歳の青年を対象とし、姉妹団体の韓国YWCAとの協力のもと、1993年から日本および韓国で交互に開催してきた。プログラムでは、日韓両国に共通する課題を取り上げ、両国の参加者による事前学習を経たプレゼンテーションの発表やフィールドワークでの実地見学による学習を行った上で、参加者全員でのディスカッションにより解決策を協議し見出していく。言葉も文化も異なる青年たちが出会い、協力して共有する課題の解決策を創造する場をつくることを通じて、未来を担う日韓両国の青年たちが、リーダーシップをもって東北アジアの平和構築のため行動できる主体となれる力をつけることを目指す。隔年プログラムのため、今回は2023年度に開催予定。

2. 青少年の健全な心身育成に資する事業(公益目的事業1)

豊かな出会いの中で、思いやりと生きる力を育み、平和な未来を創り出す人材を養成することを目的に、中学生や高校生を対象に以下のカンファレンスを実施する。地域や学校をこえた生徒たちの交流や、フィ

ールドワークなどを通して自己を発見し、他者への理解を深め、生きる力を育む。これらの経験を通して、青少年が地域社会に生きる人たちに目を向け、国際社会の課題を知ることによって、将来、国際的な場で社会貢献活動を担う人材を養成する。

(1) 中高YWCA全国カンファレンス 8月2日(火)～3日(水)

全国37校中学校・高等学校の中高YWCAで活動している中学生・高校生のリーダーシップトレーニングを目的とし、全国カンファレンスを実施する。通常カンファレンスでは、テーマを定めてフィールドワークなどの体験学習を行い、グループ作業や発表で、話し合いや分かち合いの手法を学ぶ。これらの体験・作業・学習をとおして、各中高YWCAの個々の活動が国内および海外のYWCAにおける女性と少女の人権・健康・持続可能環境・平和の取り組みにつながっていることを認識し、「いのち」が大切にされる平和な世界をつくり出すチカラを、一人ひとりがもつことを再確認する。コロナ禍の2022年度はオンラインにて実施する。

(2) 2022 年度顧問総会・研修会 2023 年 3 月

全国の中高 YWCA の顧問の教員が年に 1 回集まり、各校 YWCA の取り組みの分かち合い、YWCA の国内外の取り組みの報告、そして全国の中高 YWCA に共通する課題について協議する。また研修会では、各校顧問の YWCA 理解を深めるとともに、ジェンダーに関する気づきと学びの講演やワークショップ等を行う。

(3) 中高 YWCA だより「わーいだよ！」発行 年 2 回発行

中学校・高校生のリーダーシップ養成の一環として、年 2 回『中高 YWCA だより わーいだよ！』を発行する。国内外のネットワークをとおして収集した女性と少女の課題とその取り組みを紹介するほか、各学校の取り組みについても紹介する。『中高 YWCA だより わーいだよ！』は、中高生たちが女性と少女の課題への関心を促すことを目的とする。

3. 国連機関および国内外のNGOとの協働や機関紙・ウェブサイトでの情報配信等を通して行うアドボカシー(政策提言等)事業(公益目的事業 1)

国連の諮問機関でもある日本 YWCA が加盟する世界 YWCA との連携と協働のもと、女性と子どもに関するグローバルな課題解決のために政策提言、および YWCA が発行する機関紙やウェブサイトでの情報配信やキャンペーンを通して、平和・人権・環境・教育・女性への暴力・HIV と AIDS・性と生殖/健康など、女性と子どもに関わる課題を取り上げたアドボカシー事業を実施し、真理を見極める人材を育成する。また、当法人の公益事業の周知と当法人に対する支援や協力の推進をはかるべく、情報発信や広報、ファンドレイジングの促進を行う。

(1)非暴力週間 2022年10月10日(月)～16日(日)

毎年10月第3週をYWCA非暴力週間に定め、世界中のYWCAが、特に少女・若い女性・女性への暴力に抗して声をあげる。日本YWCAでも、非暴力のシンボルカラーであるパープルカラーをモチーフにして全国の女性たちが写真を撮って日本YWCAのフェイスブックにあげ、女性への暴力をなくすメッセージを配信する。

(2)国際ガールズ・デー 2022年10月

10月11日の国連の「国際ガールズ・デー」に呼応して、「少女であるがゆえ」に受けている性差別や暴力などの問題をウェブサイトや機関紙で啓発する。10月11日前後をキャンペーン期間とする。

(3)YMCA/YWCA 合同祈禱週 2022年11月13日(日)～19日(土)

世界YMCA・YWCAでは、11月の第2週目の日曜日からの一週間を合同祈禱週として、毎年一つのテーマのもとに、聖書からメッセージを聴き、祈りを共にする時をもつ。日本でもYMCAとYWCAが冊子を共同翻訳して広め、全国各地で一つのテーマのもと学びと祈りの会を開催する。

(4)国連女性の地位委員会(CSW)への派遣 2023年3月

YWCAの活動や国際人権システムに関する学習、リーダーシップトレーニングを経て、国連女性の地位委員会(Commission on the Status of Women)へ派遣する。パラレル・イベントでの発表等を通して、日本国内の女性の人権の課題を現場の声として届ける。

(5)機関紙『YWCA』の発行

「機関紙での情報配信等とおして行うアドボカシー事業」として、機関紙『YWCA』を年6回企画・発行する。2022年度も4月・6月・8月・10月・12月・2月に各6,500部発行予定。無料配布。

(6)世界YWCA配信情報の日本語版をSNSで配信

世界YWCAが発信している世界の女性たちの活動報告や、開発・保健・経済・政治などの問題を、日本YWCAで翻訳・編集して日本YWCAのウェブサイト上にも掲載し、不特定多数の人たちへ知らせる。

(7)その他のアドボカシー活動

- ・ 海外で報道されている日本の憲法等の情報を発信
- ・ 「核」否定に関する情報をわかりやすく発信
- ・ ウェブサイトでの情報を国内および世界に向けて随時発信
- ・ 政策提言を必要に応じて行う
- ・ 他団体の媒体への情報掲載や、イベント等への出展を行う
- ・ 近現代史講座を開講する(日韓および日中関係を中心に)
- ・ 戦争体験の保存と発信に取り組む

4. 国内外の災害や紛争等に対する緊急支援事業(公益目的事業 1)

国内外で起こった地震・洪水・事故等の災害や紛争等で被災した女性や子どもたちの安全と安心を確保するために、支援物資や支援金の提供および現地のニーズにあった適切なプログラムを実施する。また、そのために必要なトレーニングされたボランティア等の人材を養成する。

(1) 東日本大震災被災者支援

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した女性や子どもたちを対象に以下の中長期支援を行う。東日本大震災時に生まれた子どもたちが、20歳になるまで日本YWCAは支援を継続することを目標に、com7300(com=共に、7300=20年間の日数)の名称で活動を継続している。大震災から12年目となり、支援者たちも減少している。しかし、ことに放射能汚染に苦しむ福島の状況はまだ深刻なため、YWCAはどのような方法で活動を継続するかが問われる。以下を活動の3本柱として支援活動を継続する。

被災者受け入れのための住宅支援「セカンドハウス」

東京電力福島第一原子力発電所事故による比較的放射線量の高い地域に居住する子どもたちとその保護者、単身女性を対象に、日常生活圏を一時的に離れて休養し、心身の健康維持とリフレッシュをするための滞在住宅施設(函館・横浜・神戸)を通年で提供する。

こころと身体の「リフレッシュプログラム」

被災による大きなストレスを抱えている母と子に、被災地を離れ、キャンプや観光等の楽しい時間の中で、こころと身体をリフレッシュしてもらうプログラムを全国の地域YWCAと協働して実施する。2022年度もコロナ禍ではあるが、全国の地域YWCAが連携し、また各地域の他団体とも協働して実施する予定。

福島市の女性や子どもたちの活動スペースとして、YWCA活動スペース「カーロふくしま」(福島県福島市矢剣町29-3)の運営

福島市の女性や子どもたちの交流の場として、あるいは福島市の人々の地域、仲間づくりの場として、市民のための活動スペースを提供し、また、母と子を支える心のケア・プログラムの実施し、被災者の当事者間のコミュニケーションを助ける。

(2) 国内外で起こった災害や紛争等の緊急・中長期支援

災害や紛争等の緊急支援

随時行う。

パレスチナYWCAの活動支援およびオリーブの木キャンペーン

パレスチナ YWCA が実施している「パレスチナの難民の子どもたちの学びと成長を支援するプログラム」や「女性の自立のための職業訓練」への支援およびパレスチナにオリーブの木を植林する「オリーブの木キャンペーン」に参加し、日本国内で支援を呼びかける。また、パレスチナ現地で実施されるオリーブの実収穫ツアーに人材を派遣して、パレスチナの人々の生の声をレポートし、状況を広く知らせる。

5. 地域社会に貢献するボランティアのリーダーシップ養成事業(公益目的事業 1)

国際規模の社会貢献活動を推進し、質を維持するために継続したリーダーシップトレーニングの実施が不可欠である。以下のボランティアによる全国規模の集会や会議等の社会貢献活動プログラムを日本 YWCA に加盟する全国の地域 YWCA および学校 YWCA と、日本 YWCA が加盟する世界 YWCA に連なる各国 YWCA との協働により実施する。これらのプログラムに参加することによって、ボランティアのリーダーシップが発揮されるようになる。ボランティア・コーディネートを担い、社会状況を分析する力を養い、地域社会・国際社会の女性と子どものニーズに応えながら、主体的に事業の企画・推進を担う国際的視野をもつ人材を育成する。

(1) 日本 YWCA の公益事業の企画会議(運営委員会)

2022 年 4 月～2023 年 3 月 毎月 1 回

実施方法はオンライン、状況を見て対面での実施も想定している 於: 日本 YWCA

(2) 全国規模の社会貢献事業の企画会議(加盟 YWCA 中央委員会)

2022 年 5 月 28 日(土) オンライン

(3) 全国地域 YWCA のボランティア組織の責任者のトレーニング(会長会)

日程未定 オンライン

(4) YWCA フェスタ 2022

2022 年 11 月 26 日(土) 対面・オンラインのハイブリッド開催 於: 東京 YWCA 会館

(5) 変革のための女性と少女のリーダーシップ養成(人材養成部会)

若い女性のエンパワメント事業を推進するファシリテーター養成・ユース対象トレーニング・中高 YWCA との連携を全国の YWCA のネットワークで企画実施する。

(6) 平和のための YWCA 研究室

YWCA 運動とそれを支える組織が、さらに活動の仲間を得て社会貢献活動を展開するために、イン

グループで持続可能なものになることを研究する。具体的には、「Young」ユースエンパワメント事業、「Women」ジェンダーイシュー、「Christian」キリスト教基盤、「Association」組織課題について資料を収集し言語化する。2021年度に着手した「Association」の組織課題について、方向性を検討するための資料を取りまとめる。

(7) ボランティアと共に全国規模の社会貢献事業を推進するためのYWCA職員研修

YWCA 職員研修	2022年5月～7月に5回	オンライン
YWCA 幹事研修	2022年7月～11月に5回	オンライン

(8) その他社会貢献活動を推進するボランティアのリーダーシップ養成

- ・ 世界YWCA国際協力事業、海外YWCAとの協働プログラムの実施、難民救援事業ボランティアトレーニングプログラムへの協力
- ・ 国際的・社会的状況を把握・分析し、課題解決のために取り組むべき事業を担うために必要な力を養うための研修会
- ・ 地域YWCA間の協働のもとに行う「地域活動推進プログラム」への協力

6. 土地建物の貸与および共有事業（収益目的事業1）

当法人の公益目的事業の実施に必要な資金を補うことを目的として、法人が所有する東京都千代田区九段南4-8-8の土地と建物を貸与する。公益目的事業に安定した資金供給のために、建物を良好な状態で維持管理するべく、日常の営繕を実施する。

以上